

令和2年（ワ）第32232号 国家賠償請求事件

原告 株式会社 Bot Express

被告 国

原告第三準備書面

令和3年12月27日

東京地方裁判所 民事第44部甲合議2A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

水 野 泰 孝



同

加 藤 由 利 子



頭書事件について、原告は、被告が令和3年11月19日付け準備書面(3)（以下「被告準備書面(3)」という。）において指摘するとおり、総務大臣が令和3年9月27日施行にて本件省令改正を行い本改正省令を創設したことを受け、改めて主張の整理を行った上で、被告準備書面(3)に対する反論等を行う。なお、本件改正省令及び本改正省令それぞれの略記方法については、被告準備書面(3)におけるものを用いている。

目次

第1	原告の主張の整理	3
1	争いの対象	3
2	補足説明	4

(1) 二つの争いの対象の関係	4
(2) 二つの争いの対象における損害論の整理	4
第2 別件訴訟について	4
第3 本件省令改正に係る事実経緯について	5
第4 本改正省令の違法性について	6
1 原告の主張の骨子	6
(1) 本改正省令が違法である理由①：本改正省令は法の委任の範囲を超える	6
(2) 本改正省令が違法である理由②：本サービスを中止させることを目的として，“狙い撃ち”にてなされたものである	8
2 「住民票の写しの交付請求」の位置付けについて	9
(1) 序論	9
(2) 「住民票」、「住民票の写し」及び「住民票の写しの交付請求」について	9
(3) 「転入届」及び「転出届」との違いについて	10
3 「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」について	12
(1) ガイドラインの策定	12
(2) 本ガイドラインによっても、常に電子署名が必要とはいえないこと	13
(3) 内閣官房 IT 総合戦略室等における考え方	13
4 本人等による住民票の写しの交付請求において、これをオンラインにて行うにあたって必ず電子署名を行い電子証明書と併せて送信する方法によらなければならないといえるほどの本人確認の厳格さないし強度は要求されていないこと	15
(1) 原告の主張	15
(2) 住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたって、市長村長の本人確認方法に係る自律的な判断を排斥して常に電子署名を要求する積極	

的な論拠は存在しないこと	16
第5 本件省令改正を行ったことについての総務大臣の職務上の注意義務違反について	17
1 原告の主張の骨子	17
2 本サービスによる本人確認方法は、デジタル手続法総務省令4条2項ただし書きに基づいて市町村長が「指定」することが可能な内容であること ..	17
(1) 本サービスによる本人確認方法について	17
(2) 本サービスによる本人確認方法は、デジタル手続法総務省令4条2項ただし書きに基づいて市町村長が「指定」することが可能な内容であること	18
3 総務大臣は渋谷区及び原告による本サービスを中止させる“狙い撃ち”の意図をもって本件改正省令をなしたこと	19
4 小括	19
第6 本件省令改正により原告が被った損害について	20

第1 原告の主張の整理

1 争いの対象

原告は、令和3年9月27日施行にて総務大臣が本件省令改正を行い本改正省令を創設したことを受け、改めて、下記のとおり、争いの対象を整理する。「争いの対象①」は従前の争いの対象であり、これに「争いの対象②」を追加するものである。

記

① 争いの対象①

令和2年4月3日付けにて総務省自治行政局住民制度課長が都道府県及び指定都市あてになした、本通知（甲9）の発出

② 争いの対象②

令和3年9月29日施行にて総務大臣がなした、本件省令改正による本改正省令の創設

2 補足説明

(1) 二つの争いの対象の関係

原告は、「争いの対象①」と「争いの対象②」の関係につき、選択的關係として整理するものである（いずれか一方について一部でも認容されるのであれば、他方についての判断を求めないという趣旨で、選択的な関係と整理する。）。

なお、現時点において訴えの変更を行うことは予定していないが、裁判所における審理・判断のために訴えの変更を行った方がよいということであれば、速やかに対応する。

(2) 二つの争いの対象における損害論の整理

ア 原告は、原告第一準備書面・第1・6（7頁以下）において、本通知の発出により原告が被った損害について具体的に主張したところであるが、ここで主張した本通知の発出により令和3年8月26日時点までに原告に生じた損害及び別件訴訟の提起にあたり原告が負担した弁護士費用相当額を、「争いの対象①」により原告に生じた損害として整理する。

イ 原告は、「争いの対象②」により原告に生じた（生じる）損害について、後記第6のとおり主張する（「争いの対象①」による損害論と重ならないよう設定するものである。）。

第2 別件訴訟について

原告が「関連請求」（行政事件訴訟法13条参照）として併合を求めたものの併合がなされなかった別件訴訟（同法4条の定める公法上の当事者訴訟としての確認の訴えの土俵において、本サービスの適法性を争う訴訟）の審理状況について、簡単に触れておく。

別件訴訟において令和３年１０月１９日に開かれた期日において、裁判所は、本件省令改正がなされ本改正省令が創設されたことを受ける形で、本サービスの適法性について本案の審理に入ることと言明した（原告訴訟代理人弁護士としては、裁判所の上記言明は、本改正省令が創設されたことを受け、本サービスの適法性を争うことについていわゆる確認の利益が認められることになったことを意味するものと理解している。）。

その後、原告は、令和３年１２月１４日に開かれた期日において本改正省令の違法性について主張をした。被告は、令和４年３月２４日に予定されている期日において、原告の主張（厳密には、令和４年１月１４日までに原告が補充する主張を含む。）に対する反論をなす審理予定となっている。

第３ 本件省令改正に係る事実経緯について

- 1 本件省令改正に係る事実経緯について、被告が被告準備書面(2)・第１（３頁以下）において言及する内容に、若干、事情を追加する。
- 2 総務省は、令和３年８月２３日、本件省令改正に係る改正案を公示し、同日から同年９月２２日までの３０日間を意見の受付期間と定めて、行政手続法３９条以下が定める意見公募手続（いわゆるパブリックコメント）を開始した（以下「本件パブコメ」という。甲２８の１ないし同３）。
- 3 渋谷区は、令和３年９月１０日、本件パブコメを開始したことを受けて、プレスリリースを発表した。

このプレスリリースにおいて、渋谷区は、「これは、渋谷区が採用している本人確認方式 eKYC（AI 顔認証による本人確認）を違法とすることを目的とした改正と言わざるを得ません。この改正は地方自治の本旨をも蔑ろにする、もはや渋谷区のみの問題に留まらないことから、さすがに看過できない状況であり、このことを広く知っていただくためにも、渋谷区の考えをここにお示ししたいと思います。」などとして、総務省に対するものとしては異例ともいえる強いトーンにて、その意見を表明した（以上、甲２９）。

- 4 本件パブコメにおいて、合計44の意見が提出された（総務省としての回答を含め、甲30。なお、公正を期す観点から補足しておく、甲30に列挙されている44の意見のうち、意見番号26の意見は原告による意見、意見番号42の意見は原告訴訟代理人弁護士による意見である。）。
- 5 令和3年9月26日、本件省令改正が施行され、同日、渋谷区は本件サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求の受付を「当面の間休止」した（甲31）。
- 6 本件パブコメが開始された時点において、デジタル手続法総務省施行規則4条2項本文の定める方法によらないで、オンラインによる住民票の写しの交付請求を受け付けていた自治体は、渋谷区のみである。

第4 本改正省令の違法性について

1 原告の主張の骨子

(1) 本改正省令が違法である理由①：本改正省令は法の委任の範囲を超える

ア 原告は、本改正省令が違法である理由として、第1に、本件省令改正によって創設された本改正省令は、その委任規定である住民基本台帳法12条2項の委任の範囲を超えるものであり違法・無効であると主張するものである。

原告は、訴状・第5・1（11頁）において、本サービスは法令に違反しないことに係る予備的主張として、「仮に住民票の写しの交付請求にはデジタル手続法総務省施行規則4条2項ただし書きが適用されない（住民票の交付請求においては常に電子署名が要求される）とすれば、この定めは、住基法、デジタル手続法等の法令の趣旨に反しデジタル手続法の委任の範囲を超えたものとして、住民票の写しの交付請求において常に電子署名が要求される限度において無効となり、原告はデジタル手続法6条1項に基づき当該市町村に対して本サービスを適法に提供することができる。」と主張したところであるが、本改正省令の違法性に係る上記主張は、これと同趣旨である。

イ 被告は、被告準備書面(2)・第1・1・(2)（6頁以下）において、デジタル

手続法 6 条 1 項等と申請等を定める各個別の根拠法令等の関係について、「このように、デジタル手続法 6 条 1 項は、申請等を定める各個別の根拠法令の存在を前提とした上で、飽くまで申請手段につての特則を許容する途を肯定する規定にすぎないのであるから、書面等による申請等を定める各個別の根拠法令の趣旨（実体）が損なわれるような場合にまで、デジタル手続法 6 条 1 項が定める申請手段の特例を適用することはできず、さらに場合によっては、各個別の根拠法令以外の諸法令との整合性等をも勘案した結果、デジタル手続法 6 条 1 項が定める申請手段の特例が適用されないこともあり得るということになる」（26 頁 18 行目から 27 頁 5 行目）と主張する。

原告としても、デジタル手続法 6 条 1 項等により各個別の根拠法令が定める申請等の手続をオンライン申請に読み替えるにあたっては、当該個別の根拠法令の趣旨や仕組みに則する必要があるという文脈においては、被告の主張と同様の認識である。ただし、オンラインによる申請が、各個別の根拠法令が定める申請等の手続よりも煩瑣ないし不便なものとなることは本来的に想定されていないことについても、留意する必要がある（デジタル手続法 1 条及び 2 条参照）。

本来的な国（内閣官房 IT 総合戦略室等）の考え方は、原告の主張に合致するものであることについて、後記第 4・3・(3)参照。

ウ 法律による委任命令とその限界に関しては、判例が積み重ねられてきた。

主なものとして、最大判昭和 46 年 1 月 20 日民集 25 巻 1 号 1 頁、最二小判昭和 62 年 11 月 20 日集民 152 号 209 頁、最一小判平成 2 年 2 月 1 日民集 44 巻 2 号 369 頁、最三小判平成 3 年 7 月 9 日民集 45 巻 6 号 1049 頁、最一小判平成 14 年 1 月 31 日民集 56 巻 1 号 246 頁、最三小決平成 15 年 12 月 25 日民集 57 巻 11 号 2562 頁、最二小判平成 18 年 1 月 13 日民集 60 巻 1 号 1 頁、最大判平成 21 年 11 月 18 日民集 63 巻 9 号 2033 頁、最二小判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 巻 1 号 1 頁、最三小判令和 2 年 6 月 30 日判タ 1479 号 5 頁などがある。

具体の事案の判断にあたっては、授權規定が下位法令に委任した趣旨を基にして授權規定が委任した範囲を画定し、委任を受けて策定された命令がその範囲内にあるといえるか否かというテストを経ることになる。

エ 本件は多くの関係法令が絡み合っているところではあるが、原告としては、結局のところ、住基法 1 2 条が定める本人等による住民票の写しの交付請求において、これをオンラインにて行うにあたって必ず電子署名を行い電子証明書と併せて送信する方法によらなければならないといえるほど（住民基本台帳に係る事務について責任をもつ立場にある市町村長の本人確認方法に係る自律的判断を常に排斥するほど）の本人確認の厳格さないし強度が要求されているのか、という問題に帰着すると考えている。

住基法 1 2 条は上述の意味合いでの厳格さないし強度まで求めているわけではないとすれば、住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたって必ず電子署名を行い電子証明書と併せて送信する方法によらなければならないとした本改正省令は、委任規定である住民基本台帳法 1 2 条 2 項の委任の範囲を超えるものとして違法・無効になるというのが原告としての理解である。

(2) 本改正省令が違法である理由②：本サービスを中止させることを目的として、“狙い撃ち” にてなされたものである

原告は、本改正省令が違法である理由として、第 2 に、本件省令改正は、本サービスを中止させるために、事実上渋谷区及び原告に対する“狙い撃ち”として発出されたものであり、本改正省令が住民基本台帳法 1 2 条 2 項の委任の範囲を超えるものであるといえるか否かにかかわらず、適切な手当もなく“狙い撃ち”として発出されたことそれ自体から本改正省令の違法性が基礎付けられると主張するものである。

なお、原告の上記主張は、後記第 5・2 で述べるとおり、本サービスによる本人確認方法は、デジタル手続法総務省令 4 条 2 項ただし書きに基づいて市町村長

が「指定」することが可能な内容であったこと（本サービスは適法であったこと）を前提とするものである（すなわち、既に提供されているサービスは本改正省令の対象にしないとすることや経過措置を設けるなど、本サービスが適法に実施されていることについての手当を一切せずに本件改正省令を行ったことを問題として捉えるものである。）。

2 「住民票の写しの交付請求」の位置付けについて

(1) 序論

「住民票」、「住民票の写し」、「住民票の写しの交付請求」それぞれの位置付けは、「住民票の写し」の交付請求をオンラインにて行うにあたって要求される本人確認の厳格さないし強度を検討する際の前提問題であるので、改めてこの点について説明を行う。

(2) 「住民票」、「住民票の写し」及び「住民票の写しの交付請求」について

ア 「住民票」とは、市町村長が、住民の居住関係の公証等のために、住基法6条に基づいて個人ないし世帯を単位として作成するものである。「住民票」には同法7条の定める各事項が記載され、世帯ごとに編成されて住民基本台帳が作成される（同法6条1項2項）。市町村長は、「住民票」を磁気ディスクをもって調整することができる（同条3項）。

イ 「住民票の写し」とは、「住民票」が紙で管理されていればその写しである。住基法6条3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあっては、「住民票の写し」とは当該住民票に記録されている事項を記載した書類をいう（住基法12条1項カッコ書き）。

「住民票の写し」は、住民票ないし住民基本台帳にそうした記載・記録があるということを証するものである（実在性や属性の確認をするために使われる。）。「住民票の写し」それ自体に権利が表象されているものではないし、「住民票の写し」を保有していることそれ自体から保有者の本人性やら本人

の意思によることやらが証明されるものでもない。

ややもすると勘違いしがちであるが、仮に「住民票の写し」が第三者によって不正に取得されたとしても、このことから直ちに、本来の権利者が何らかの権利を失ったり、損害を被ったりするものではない。甲 1 3 の報告書における「虚偽による住民移動及び住民票の写し請求事件」(4 5 頁)をみても、「住民票の写し」の不正取得は一連の犯罪行為等の過程の一つに過ぎないことが分かるといえよう。

ウ 「住民票の写しの交付請求」とは、「住民票の写し」の交付を求める手続であり、住基法 1 2 条の定める本人等のほか、正当な理由を有する第三者も、自己以外の者に係る「住民票の写し」の交付請求が可能である（同法 1 2 条の 3）。

「住民票の写し」の交付請求をすることによって、住民票ないし住民基本台帳の記載・記録内容が変更されるものではない。

(3) 「転入届」及び「転出届」との違いについて

ア 現在、総務省におかれた「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」（「本検討会」）において、「昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、デジタル時代における今後の住民基本台帳制度のあり方」の検討が進められている（甲 3 2 の 1，同 2）。

ここでは主に、住基法が定める「転入届」（2 2 条）及び「転出届」（2 3 条）のデジタル化の議論がなされているところ、ここでの議論状況を把握することは、「住民票の写し」の交付請求との違い（両者の異質性）を正しく理解するうえで一応参考になる。

すなわち、「転入届」や「転出届」は、住民票の記載事項である住所（住基法 7 条 7 号参照）、ひいては住民基本台帳の記載・記録内容そのものを変更等するものであり、“厳格な”本人確認が必要である局面といえる。他方、「住民票の写し」の交付請求の局面においては、「転入届」や「転出届」のデジタ

ル化において議論されている問題意識は必ずしもあてはまらないのであって、これらと同程度に“厳格な”本人確認が必要である局面とはいえない。

イ 本検討会の開催状況は、下記のとおりである。現時点において公表されているものについて、出席者名簿、議事概要等を証拠として提出する（甲 39 の 3 の「デジタル技術を活用した届出のあり方について」と題する資料もご参照いただきたい。）。

記

令和 3 年 6 月 1 日	本検討会第一回開催（出席者名簿につき甲 33 の 1，議事概要につき同 2） ここでは、出席者より、「あらゆるオンライン手続について、マイナンバーカードの電子証明書による実印レベルの電子署名が必要なのか、という議論もできないか。」との発言もなされている（甲 33 の 2・8 枚目中段）。
令和 3 年 6 月 30 日	実務者部会開催（出席者名簿につき甲 34 の 1，議事概要につき同 2）
令和 3 年 7 月 19 日	有識者部会開催（出席者名簿につき甲 35 の 1，議事概要につき同 2）
令和 3 年 9 月 2 日	本検討会第二回開催（出席者名簿につき甲 36 の 1，議事概要につき同 2）
令和 3 年 9 月 28 日	中間整理（甲 37）公表
令和 3 年 10 月 8 日	実務者部会開催（出席者名簿につき甲 38 の 1，議事概要につき同 2）
令和 3 年 11 月 4 日	有識者部会開催（出席者名簿につき甲 39 の 1，議事概要につき同 2，「デジタル技術を活用した届出のあり方について」と題する資料につき同 3） ここでは、出席者より、「オンラインによる転入届に

について、身元確認保証レベル，当人認証保証レベルともに，最高レベルのレベル 3 が必要との整理は妥当だと思う。一方で，マイナンバーカードの電子証明書を用いずに，もう少し低いレベルでもオンラインによる本人確認が可能な行政手続もあるものと思われるところであり，ユースケースごとに適切に検討する必要があるものと考えて。」との発言もなされている（甲 39 の 2・6 枚目中段）。

令和 3 年 12 月 6 日 本検討会第三回開催（出席者名簿につき甲 40 の 1，議事概要につき同 2）

3 「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」について

(1) ガイドラインの策定

政府は，行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントを実現するため，平成 30 年 7 月 20 日付け閣議決定によりデジタル・ガバメント実行計画を策定した。同計画において，「電子的な本人確認の手段についても，行政手続における本人確認等の手法として広く用いられているマイナンバーカード等を用いた電子署名に加え，情報システムの取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案し，電子署名以外の電子認証等の適切な技術選択を行うことが重要である。」などとされた。

政府は，上記計画に基づき，各種行政手続をデジタル化する際に必要となるオンラインでの本人確認に対する考え方及び手法を整理する作業を進め，平成 31 年 2 月 25 日付けにて「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（甲 41。以下「本ガイドライン」という。）を公表した。

本ガイドラインは，行政手続をデジタル化する際に必要となるオンラインでの本人確認方法に関して，主として次の 3 点を定める。

すなわち、

- ①オンライン手続に関わる脅威と、脅威から生じる「リスクの影響度」を導出する方法
- ②上記①の手法により導出されるリスクの影響度を踏まえ、オンライン手続に求められる認証方式の「保証レベル」を導出する方法
- ③上記の手法により導出される認証方式の各保証レベルにて求められる「対策基準」

の3点である。

本ガイドラインは、国（政府）としてのオンラインによる本人確認の手法に関する考え方という意味において参考になるものである（ただし、本ガイドラインそれ自体が絶対的な基準になるわけではない。）。

(2) 本ガイドラインによっても、常に電子署名が必要とはいえないこと

原告の理解としては、本ガイドラインに則した場合、住基法及び関係法令の仕組みに照らすと、住民票の写しの交付請求において求められる「身元確認保証レベル」は「レベル2（身元識別情報が遠隔又は対面で確認され、身元確認の信用度が相当程度ある）」にあたり（本ガイドライン9頁参照）、「当人認証保証レベル」も「レベル2（認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が相当程度ある）」にあたる（同10頁参照）。

その結果、「オンラインによる手法例」は「レベルB」にあたり、常に「マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）」によらなければならないといえるものではないことになる（本ガイドライン11頁参照）。

(3) 内閣官房 IT 総合戦略室等における考え方

ア 内閣府規制改革推進室、内閣官房 IT 総合戦略室及び内閣官房行政改革推進本部事務局は、令和2年11月16日付けにて、本ガイドラインを補完するも

のとして、各府省政策担当部局長あてに、「行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方」と題する事務連絡（甲41の2。以下「本事務連絡」という。）を発出した。

イ 本事務連絡では、「(略) オンラインによる本人確認に必要な保証レベルの検討は、オンラインの特性を踏まえるとともに、書面での申請における本人確認で求められている保証レベルとの整合性も勘案しつつ行うべきである。」（4頁2行目から同頁4行目）として、原告が主張するとおり、オンラインによる本人確認に必要な保証レベルにつき、個別法の定める申請等の手続との整合性を要求している。

また、本事務連絡は、「標準的な考え方」として、「これまで、i) 認印のみで本人確認を行っていた場合、または、ii) 実印だが印鑑証明の提出による印影の確認をせずに本人確認を行っていた場合は、原則として、必要な保証レベルは「該当しない」と判定する。」（4頁中段）として、押印による本人確認については印鑑登録されている印影と照合する仕組みであってはじめてオンラインによる本人確認のあり方を検討するにあたって意味をもつものと整理されており、原告の主張に合致するものである（住民票の写しの交付請求における押印は、法令上要求されているものでもなければ、印鑑登録されている印影に係る印（実印）を押すよう要求されているものでもないものであって、これをもって“厳格な”本人確認と評価することはできない。）。

さらに、本事務連絡は、「一方で、各行政手続における本人確認は、オンラインによる本人確認の手法以外の手法も勘案し、総合的に実施すべきものである。すなわち、対象となる行政手続に関するリスクの影響度等が高位であったとしても、上記（1）の例示のように、情報システム外で本人確認の補完等が行われれば、必ずしもオンラインによる本人確認の保証レベルを厳格なものとする必要がない場合もあると考えられる。」（4頁下から3行目から5頁2行目）として、オンラインによる本人確認のあり方については、情報システム外の仕組みで本人確認の補完等が行われることも想定した上でこれを認めている。

加えて、「BPR 等を行った上で、オンラインにおける本人確認に必要な保証レベルとして、①及び②に記載のレベルよりも高いレベルと判定することもあり得るが、その際は、本人確認ガイドライン付録 A「認証方式の合理的な選択を目的としてリスク評価手法」を参考にして、想定されるリスクの種類とその影響度が、選択するレベルに合致すると明確に説明できる必要がある。また、上記の整理よりも高いレベルと判定する場合には、当該レベルで必要となる本人確認の手法に係るコストを考慮してもなお当該レベルと判定することが妥当であるか確認する必要がある。」（5 頁 3 行目から同頁 10 行目）として、オンラインによる本人確認に必要な保証レベルについて、本来の保証レベルよりも高いレベルを要求するときには、当該レベルに合致すると明確に説明できる必要があり、また、コストを考慮した妥当性も確認される必要があるとしている。

4 本人等による住民票の写しの交付請求において、これをオンラインにて行うにあたって必ず電子署名を行い電子証明書と併せて送信する方法によらなければならないといえるほどの本人確認の厳格さないし強度は要求されていないこと

(1) 原告の主張

住基法 12 条の定める本人等による住民票の写しの交付請求においては、主に下記の点から、これをオンラインにて行うにあたって必ず電子署名を行い電子証明書と併せて送信する方法によらなければならないといえるほど（住民基本台帳に係る事務について責任をもつ立場にある市町村長の本人確認方法に係る自律的判断を常に排斥するほど）の本人確認の厳格さないし強度は要求されていないといえる。

記

①住民票の写しの交付請求において本人確認を行うための書類について、住基法及び関係法令は特段限定しておらず、かつ、いずれをもって本人確認書類とするかは市町村長の判断に委ねていること（訴状第 5・3・(1)（14 頁以

下) において説明したとおりである。)

- ②住民票の写しの交付請求に関し、郵便による交付請求の制度が法律上の制度として明示的に定められており(住基法12条7項)、この局面における本人確認のための書類は写しの送付で足りるとされ、かつ、いかなる場合に本人確認として足りるかについては市町村長の判断に委ねられていること(上記①と同様、訴状第5・3・(1)(14頁以下)において説明したとおりである。)
- ③本ガイドラインによっても、住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたっては、常に「マイナンバーカード(公的個人認証:署名用電子証明書)」によらなければならないといえるものではないこと(前記3)
- ④住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたって、市長村長の本人確認方法に係る自律的な判断を排斥して常に電子署名を要求する積極的な論拠は存在しないこと(下記(2)で述べる。)

(2) 住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたって、市長村長の本人確認方法に係る自律的な判断を排斥して常に電子署名を要求する積極的な論拠は存在しないこと

被告は、住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたって常に電子署名を要求する理由として、住民票の写しの交付請求にあたっては“厳格な”本人確認」が要求されていると繰り返し述べている(ただし、“厳格な”との評価については比較対象との相対的な問題に過ぎない。)

しかし、原告が丁寧に説明してきたとおり、住民票の写しの交付請求の仕組みそれ自体は、むしろ、住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたって常に電子署名を求めることに合理性がないことを根拠付けるものである。

また、改めて確認するに、住民基本台帳に係る事務は、伝統的な自治事務の一つであり、これについて責任を負うのは市町村(ないし市町村長)である。万が一、住民基本台帳に係る事務において過誤・過失がありこれによって住民に損害が発生するなどすれば、その責任を追及されるのは市町村(ないし市町村長)で

ある（ただし、仮に住民票の写しの不正請求がなされたとしても、損害なるものが常に観念できるものでもない。）。そうであるからこそ、これまでも説明してきたとおり、住民票の写しの交付請求において、いかなる場合に本人確認として認めるかについて、すべて市町村長の判断に委ねられているのである。

住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたって、市長村長の本人確認方法に係る自律的な判断を排斥して常に電子署名を要求する積極的な論拠は存在しないといわざるを得ない。

第5 本件省令改正を行ったことについての総務大臣の職務上の注意義務違反について

1 原告の主張の骨子

本件パブコメが開始された時点において、デジタル手続法総務省施行規則4条2項本文の定める方法によらないでオンラインによる住民票の写しの交付請求を受け付けていた自治体は渋谷区のみであり（前記第3・6参照）、かつ、本サービスによる本人確認方法はデジタル手続法総務省令4条2項ただし書きに基づいて市町村長が「指定」することが可能な内容であるところ（後記2で述べる。）、総務大臣は渋谷区において実施されている本サービスによる本人確認方法を認識しながら、これを中止させる“狙い撃ち”の意図をもって本件省令改正をなしたものであるから、本件省令改正を行ったことについて総務大臣の職務上の注意義務違反は優に認められるものである。

2 本サービスによる本人確認方法は、デジタル手続法総務省令4条2項ただし書きに基づいて市町村長が「指定」することが可能な内容であること

(1) 本サービスによる本人確認方法について

ア 本サービスによる本人確認方法は、デジタル手続法総務省令4条2項ただし書きに基づいて市町村長が「指定」することが可能な内容であることに関連して、若干補足する。

イ 本サービスにおける本人確認において用いられる eKYC のシステムそれ自体について、安全性・確実性に疑義があるものではない（仕様等について、甲 4 2）。

ウ 本サービスにおいては、住民票の写しは、当該住民票において住所（住基法 7 条 7 号）とされた住所にあててのみ発送される（このことは甲 3 1 の渋谷区のサイト上においても明記されている）。これ以外の発送先を求める場合、本サービスを利用することはできない。見方を変えれば、本サービスを用いて住民票の写しの交付請求をなすにあたっては、当該本人の住所を正しく把握していることが前提となっているところでもある。

エ 本サービスにおいて発送される住民票の写しにおいて、「個人番号」が記載される場合には、書留郵便にて発送することとされている。

オ 本サービスによる本人確認において提示を求める顔写真付きの本人確認書類は、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード及び在留カードの 4 種のいずれかである（同じく甲 3 1）。これら以外の書類は、本サービスによる本人確認における本人確認書類としては用いることができない。

カ 本人確認の一連の流れにおいて、最終段階においては職員による目視の確認作業も行われる（訴状・別紙 2・⑨）。

(2) 本サービスによる本人確認方法は、デジタル手続法総務省令 4 条 2 項ただし書きに基づいて市町村長が「指定」することが可能な内容であること

訴状においても説明したとおり、本サービスによる本人確認方法は犯罪収益移転防止法が非対面の本人確認方法として定める方法（具体的には、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ホに規定する方法）に適合しているのであって、これを市町村長が住民票の写しの交付請求の局面において本人確認方法として「指定」することが可能な内容であることは当然である（ちなみに、事務処理要領において、住民票の写しの交付請求の際の本人確認書類として、「住民名義の預金通帳」が挙げられていることも参照）。

また、本サービスによる本人確認方法は、申請者が顔写真付き本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード又は在留カード）を有効・適法なものとして提示し、システム側がそれを有効・適法なものとして判別して受け入れることを前提にして、申請者の顔写真と照合するのであって、いわゆる eKYC としてみても適式な方式である。

さらに、付加的な事情として、本サービスにおいては、住民票の写しは、当該住民票において住所（住基法 7 条 7 号）とされた住所にあててのみ発送されるのであって、現実問題として、本サービスに基づいてなされる住民票の写しの交付請求を悪用して、他人の住民票の写しを不正に取得することは想定できないといえる。いわば“ためにする議論”として観念上のリスクなるものを挙げることはできるのかもしれないが、不正な手段による住民票の写しの取得は公文書偽造罪等の刑事罰の対象にもなり得るのであって、現実的に想定できないリスクなるものを措定して本サービスによる本人確認方法を排斥することは正しい思考方法とは到底いえない。

以上のとおりであるから、本サービスによる本人確認方法は、デジタル手続法 4 条 2 項ただし書きに基づいて市町村長が「指定」することが可能な内容である。

3 総務大臣は渋谷区及び原告による本サービスを中止させる“狙い撃ち”の意図をもって本件改正省令をなしたこと

一連の事実経緯を踏まえれば、総務大臣は渋谷区及び原告による本サービスを中止させる“狙い撃ち”の意図をもって本件改正省令をなしたことは明らかであるというほかない。

4 小括

以上のとおりであるから、本件省令改正を行ったことについての総務大臣の職務上の注意義務違反は優に認められるものである。

第6 本件省令改正により原告が被った損害について

原告は、本件省令改正により原告が被った損害について、令和3年10月分から口頭弁論終結時までの期間に相当する、下記の3点の損害を主張するものである。

記

- ① 本件省令改正により、渋谷区において、本サービスの提供が「当面の間、中止」されたことによる損害

この文脈における原告の損害については、原告と渋谷区の間の新年度の契約内容が関係することから、追って主張を追加する。

- ② 埼玉県和光市において、本サービスを利用できないことによる損害
ひと月あたり5万4000円（原告第一準備書面・第1・6参照）
- ③ 愛知県東郷町において本サービスを利用できないことによる損害
ひと月あたり5万4000円（同上）

以 上